

「財務局行政情報化LANシステムのガバメントソリューションサービスへの移行支援業務」 調達仕様書（案）の意見招請の結果について

※提出された意見等については原則として原文のまま掲載しているが、頁番号等の形式面については修正しているものがある。

No.	対象文書名	頁番号	章・項番号等	仕様書等記述	意見	回答
1	調達仕様書	13	4. 作業の実施内容に関する事項 (1) (ア) 調達仕様書（案）等の作成 (2025年4月～2025年9月)	財務局LANのGSS移行に伴い、財務局LANのGSSへのデータ移行のための相互接続等に必要な現行財務局LANの設定変更等作業及びデータ移行に係るGSSへ送り出すための現行財務局LAN内でのデータ調整等の作業、GSS移行後に個別業務システムを接続するために必要となる機器や財務局独自サービスの整備・運用・賃貸借、職員からの問い合わせに関する一次受付のヘルプデスクや運用管理業務等が必要となる想定であり、これらの調達に係る調達仕様書（案）及び要件定義書（案）等を作成すること。	<p>「財務局LANのGSS移行に伴う調達仕様書作成等支援（2025年4月～2026年3月）」の支援対象となる調達単位は、調達仕様書8～9頁（表2-1/図2-1 No.6、7）を踏まえ、次の2つと考えて問題ないでしょうか。</p> <p>①ガバメントソリューションサービス移行に伴う財務局行政情報化LANシステム設定変更等作業（仮称）【随意契約】 （ご想定役務） 財務局LANのGSSへのデータ移行のための相互接続等に必要な現行財務局LANの設定変更等作業及びデータ移行に係るGSSへ送り出すための現行財務局LAN内でのデータ調整等の作業</p> <p>②財務局行政情報化LANシステムのガバメントソリューションサービス移行に伴う個別業務システム接続用機器等の整備、運用管理及び受付窓口支援等業務（仮称） （ご想定役務） GSS移行後に個別業務システムを接続するために必要となる機器や財務局独自サービスの整備・運用・賃貸借、職員からの問い合わせに関する一次受付のヘルプデスクや運用管理業務等</p> <p>「財務局行政情報化LANシステムGSS移行プロジェクト計画書」の作成を通じてさらなる調達分割、追加等を考慮する必要がありましたら、その旨をご要件に補足ください。</p>	ご意見の前段については、お考えの通りです。その旨が明確になるよう、ご意見の後段も踏まえ、要件を修正します。

No.	対象文書名	頁番号	章・項番号等	仕様書等記述	意見	回答
2	調達仕様書	17	4. 作業の実施内容に関する事項 (2) ア 成果物 No. 3	財務局LANのGSS移行に伴う調達仕様書作成等支援 ・概算見積資料（概算要求時） 2025年6月30日 ・概算見積資料（意見招請後） 2025年12月26日 ・調達資料（調達仕様書（案）、要件定義書（案）等の意見招請関係資料） 2025年9月16日 ・調達資料（調達仕様書（案）、要件定義書（案）、総合評価基準（案）、提案依頼書（案）、機能証明明細書（案）等の本調達関係資料） 2025年11月17日	上記No. 1の意見に関連しての意見になります。 調達支援の対象となる分割調達単位が「財務局行政情報化LANシステムGSS移行プロジェクト計画書」の作成を通じて変動する可能性がある場合は、各調達資等料の納期も必要に応じて調整される旨、ご要件として補足されてはいかがでしょうか。	財務局LANのGSS移行に伴う調達仕様書作成等支援にかかる成果物は、「仕様書等記述」でご指摘の記載の納期までに必要となると想定していることから、要件の修正は行いません。
3	調達仕様書	17	4. 作業の実施内容に関する事項 (2) 成果物の範囲、納入期日等 ア 成果物 9 その他業務支援に関して別途財務局が指示する資料、作業過程における成果物等	随時	「納入期日」が随時だと「いつ納入しても良い」と解釈できるなど曖昧であるため、「個別に協議」としてはどうかと考えます。	ご意見にかかる成果物は、完成次第提出いただく必要があるため、「随時」としています。こちらには、「個別に協議」する趣旨も含まれますので、要件の修正は行いません。
4	調達仕様書	23	5. 作業の実施体制・方法に関する事項 (5) 業務実施場所 イ その他	受注者にて準備する作業場所は、専用の室又は独立した区画が確保され、施設入口ドアは施錠できる場所とし、文書等の保管用の鍵付きキャビネット又は金庫を設置すること。	実施場所が「専用の室又は独立した区画が確保され、施設入口ドアは施錠できる場所」のみに限定するのでしょうか。 企業によりリモートワークを推進しているケースが考えられます。 作業者のリモートワークを許諾する場合にはその旨の記載を追加してはどうかと考えます。 その場合はこの号の末尾に次のような文章(案)を追記してはどうかと考えます。 「なお、受注者にて、情報セキュリティを確保したりリモートワークシステムの構築及びそれに関連する規定が整備されている場合には、その規定に基づいたリモートワークを認めることとする。」	ご意見を踏まえ、要件を修正します。

No.	対象文書名	頁番号	章・項番号等	仕様書等記述	意見	回答
5	調達仕様書	28	8. 入札参加に関する事項 イ (ア) C	C 本業務の実施部門が、ITサービスマネジメントシステム（ITSMS）に関する認証（ISO/IEC 20000-1:2018）を取得していること。又は、ISO/IEC 20000-1:2018に準拠したITサービスマネジメントシステムを運用していること。	本業務はITサービス提供業務（情報システム運用・保守、情報処理/クラウドサービス提供）ではなく、調達支援コンサルティング業務となります。本業務の遂行上、必須の事業者要件とは考えにくく、取得組織も限られ本業務への参入障壁となりうることから、ご要件から削除されてはどうか。	ご意見を踏まえ、要件を修正します。
6	調達仕様書	30	8. 入札参加に関する事項 (1) 入札参加要件 ウ 受注実績	(ア)各府省、政府系金融機関又は大手民間企業のネットワークシステム又は大規模情報システムに関する構築及び運用業務の実績を有すること。	本調達は、移行後の運用管理業務や個別業務システムとの接続等において必要となる調達の手続きに関する支援業務（コンサルティング業務）を行わせる事業者を採用するものであり、システムの構築及び運用業務の実績は不要と考えます。	ご意見を踏まえ、要件を修正します。
7	調達仕様書	30	8. 入札参加に関する事項 (1) 入札参加要件 ウ 受注実績	(エ)各府省におけるセキュリティに関するコンサルティングの実績を有すること。	セキュリティに関するコンサルティング実績に必要な要件が曖昧であり、「(イ)各府省、政府系金融機関又は大手民間企業のネットワークシステム又は大規模情報システムに関するコンサルティング業務の実績を有すること。」あるいは「(ウ)各府省、政府系金融機関又は大手民間企業のネットワークシステム又は大規模情報システムに関する調達仕様書及び提案依頼書（RFP）作成並びに提案書の評価・選定支援の実績を有すること。なお、政府調達指針又は標準ガイドライン群に則った実績であることが望ましい。」の業務実績の中でセキュリティに関するコンサルティングが実行されていると考えられるため、この部分は不要と考えます。	ご意見を踏まえ、要件を修正します。